



2016.11

消費者相談室ニュース

自転車の後輪の「足の巻き込み」にご注意！

自転車の後ろの幼児座席あるいは直接荷台に座っていた同乗者の足が後車輪に巻き込まれて、足首から先に大きなけがを負う事故が発生しています。

幼児座席を使っている場合でも、子どもが足乗せに足を置いていなかったり、足乗せ部分が壊れていたために発生することもあります。また、自転車にドレスガードがついていない場合は巻き込まれる可能性が高くなります。

道路交通規則では、荷台の幼児座席に乗車できるのは6歳未満となっています。

ここに注意！

- 6歳未満の子どもを自転車に同乗させる場合には、必ず幼児座席を使用しましょう。
- ドレスガードを併用すると巻き込み防止に有効です。
- 幼児座席が破損や変形した場合は、使用を中止しましょう。
- 6歳以上の子どもを自転車に同乗させると、足を巻き込む危険性が高くなるため、絶対にやめましょう。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。
消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、
お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。



ドレスガードの例
(国民生活センターHPより)

主婦連合会 消費者相談室



火・木 10:00～16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>